

吉田町監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、町長から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年1月28日

吉田町監査委員 伊藤利勝

吉田町監査委員 大塚邦子

監査の種別	監査の対象（所管）
財政的援助団体監査	一般社団法人吉田町シルバー人材センター（高齢者支援課）
【指摘事項】 （平成24年10月12日吉監第24号）	
<p>(1) 吉田町シルバー人材センター事業実績書(様式5号)に記載された1シルバー人材センターの概要(24年4月1日現在)の表中(3)受託事業②契約金額129,532,710円が、平成23年度収支決算書の受託事業収入決算額と異なる。</p> <p>(2) 平成23年度事業報告書(平成23年4月1日～平成24年3月31日)に記載されたI概要の受託事業実績の表中平成23年度契約額129,532、配分金110,622、材料費11,336、事務費7,573が、平成23年度収支決算書の受託事業収入決算額の内訳金額と異なる。</p> <p>(3) 平成23年度収支決算書1.収支計算書に記載された支出の部の表中①事業費支出「企画提案方式事業費支出」の表記が、第3回通常総会議案書(承認済)の表記と異なる。</p>	
【措置の内容】 （平成24年12月21日吉高第866号）	
<p>(1) 事業実績書の契約金額と収支決算書の受託事業収入決算額とが異なっていたことについては、平成24年第3回吉田町議会決算連合審査会にて町当局から契約金額の訂正について報告済みであり、同時に一般社団法人吉田町シルバー人材センターから正しい内容の書類を受理している。</p> <p>(2) 事業報告書(総会議案・承認済)に記載された受託事業実績の表については、平成24年12月6日に一般社団法人吉田町シルバー人材センター理事会を開催し承認を得た正しい内容の書類を受理した。</p>	

(3) 平成 23 年度収支決算書については、補助金の実績報告の添付書類として町当局（担当課）へ提出された決算書は第 3 回通常総会議案書（承認済）と同様のものであり、監査委員へ提出された決算書の写しのみがこれらと異なる間違った内容のものであったことが判明したため、このような事態の発生原因と再発防止策の提出を求め、受理した。

指摘された事項の発生原因としては、一般社団法人吉田町シルバー人材センター職員の補助事業に対する認識不足・注意不足等及びセンター内の事務執行の管理体制が不十分であったことがあげられるため、今後、同様の事態を発生させないよう、事務のチェック体制の徹底と職員の意識向上、事務能力の向上を図り、事務執行の厳格化に努めるよう指導した。

監査の種別	監査の対象（所管）
財政的援助団体監査	吉田町浜田土地区画整理組合（都市建設課）
【指摘事項】 （平成 24 年 11 月 30 日吉監第 29 号）	
(1) 吉田町土地区画整理事業助成要綱の規定に基づく様式及び記述内容において誤りが認められた。	
【措置の内容】 （平成 24 年 12 月 18 日吉都第 1945 号）	
(1) 指摘された事項の発生原因としては、組合事務局及び町職員の補助金交付事業に対する認識不足・注意不足等で、双方における事務執行の管理体制が不十分であったことが挙げられるため、今後、同様な事態を発生させないよう、改めて助成要綱の再確認と補助金事務の二重チェックの徹底を図るよう指導・確認すると同時に、次年度からは研修会等への参加により各々の職員の意識向上並びに事務能力向上を図り、事務執行の厳格化に努めます。	

監査の種別	監査の対象（所管）
財政的援助団体監査	吉田町商工会（産業課）
【指摘事項】 （平成 24 年 11 月 30 日吉監第 29 号）	
(1) 吉田町小企業等経営改善利子補給金交付要綱第 4 条規定の「委託契約」が吉田町と未契約であった。	

(2) 吉田町補助金交付規則（昭和 54 年吉田町規則第 8 号）及び吉田町小企業等経営改善利子補給金交付要綱の規定に基づく様式及び記述内容において誤りが認められた。

【措置の内容】（平成 24 年 12 月 19 日吉産第 916 号）

(1) 今後については、吉田町小企業等経営改善利子補給金交付要綱第 4 条規定に基づき、商工会と委託契約を締結し、補助金に関する法令順守に努める。

(2) また、補助金交付申請及び請求書の受付並びに補助金交付決定の審査にあたり、補助金交付申請団体に対し、吉田町補助金交付規則（昭和 54 年吉田町規則第 8 号）等に基づき、指導監査の徹底を図るとともに厳正な審査に努める。